# 高齢者等のごみ出し支援事業の概要(案)

#### 1 目的

自らごみをごみ集積所まで排出することが困難なひとり暮らしの高齢者等の世帯についての対応策として、敷地内(玄関前・門等)にごみを分別して出すことで回収する「ごみ出し支援事業」について必要な事項を定め、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制を構築します。

### 2 現況

近年、自宅のごみを集積所まで運ぶことが難しい高齢者から、ごみ出し支援策である「戸別収集」の実施の有無について、問い合わせが寄せられています。

この戸別収集については、本市では行っていませんが、資料6のとおり県内の自治体では、平成30年度末現在、約半数にあたる30団体(24市、4町村、2組合)が行っています。全国では22.9%の自治体が導入しており(2015年国立環境研究所調査)、現在環境省が未実施の自治体に向けたガイドラインを作成中です。

## 3 市民アンケート(資料4)

ごみの戸別収集に関しては、市民生活に影響があることから、北本市市民参画推進条例第6条第5号の規定するものとして、広報きたもと7月号で市民へのアンケートを 実施しました。71件の回答が寄せられ「制度が必要だと考える」の回答は89%となっています。

#### 4 事業名

北本市ひとり暮らしの高齢者等のごみ出し支援事業 (案)

※ 名称(愛称等)を広報等で募集する。

#### 5 対象者

当該事業を利用することができる者は、自らごみをごみ集積所まで排出することが 困難であるものであって、次に掲げる事項に該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
  - ア 寝たきりや認知症などによる要介護者や日常生活を送る上で支援が必要な75歳以上の高齢者のひとり暮らし世帯
  - イ 寝たきりや認知症などによる要介護者や日常生活を送る上で支援が必要な 75 歳 以上の高齢者で、同居の親族についても高齢者や障がい者等で集積所までごみを 持ち出すことのできない世帯
  - ウ 障がい者のみで構成された世帯
- (2) 市内に居住し、原則一戸建て住宅であること。
- (3) 家族や近隣住民等にごみ出しの協力が得られないこと。

# 6 事業の流れ

(1) 申込

所定の申込書を提出する。

(2) 決定通知

職員が戸別収集の必要性に関して意見聴取等を行い、制度利用の可否を決定し、 通知します。許可の場合は排出場所の指定、収集業者への通知を行います・

(3) 収集開始

許可通知に記載された日から収集が開始されます。この日以降、ごみ集積所でなく敷地内(玄関前・門等)にごみを分別して出すことで回収します。

(4) 収集停止

転居、入院、死亡及び本事業の対象から外れた際には収集を中断または停止する。

# 7 制度の運用開始時期(予定)

3月末 収集運搬業者に対して実施の確認

4月 関係課との調整

要綱の制定 (審査依頼・公布等)

5月 広報掲載準備(制度について、制度名称募集について)

6月 収集運搬業者との契約締結、ホームページ掲載

7月1日 事業実施、申請受付

# 8 収集対象となるごみ種

- (1) もやせるごみ(古着・新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック・廃食油を含む)
- (2) もやせないごみ(金属類・ビン・缶・ペットボトル・使用済小型家電を含む)
- (3) プラスチック製容器包装
- (4) その他分別が必要と市長が認めるもの(廃乾電池・廃蛍光管・水銀使用製品廃棄物)
- ※ 粗大ごみについては、既に戸別収集を行っているため、本事業の対象外とします。

# 9 その他

- (1) 高齢介護課、障がい福祉課、社会福祉協議会等と連携し、当該事業を必要とする市民に対し適切に情報を提供するよう努める。
- (2) 当該事業利用者に対して、必要に応じごみネットを無償配布する。
- (3) 収集時の安否確認について、対応できるよう収集運搬業者と調整する。
- (4) 回収時間について当該事業利用者と調整するなどし、ごみを敷地内に置く時間が短くなるよう努める。
- (5) 集合住宅を対象とする場合は、必要に応じて管理組合等と調整する。特にごみ出し場所を共用部分(廊下等)とする場合は必ず許可を得る。